

【調査場所】：赤穂市浜市202番地8外

【調査日】：令和4年11月21日～11月25（実働4日）

【調査面積】：60㎡（7.5㎡×8ヶ所）

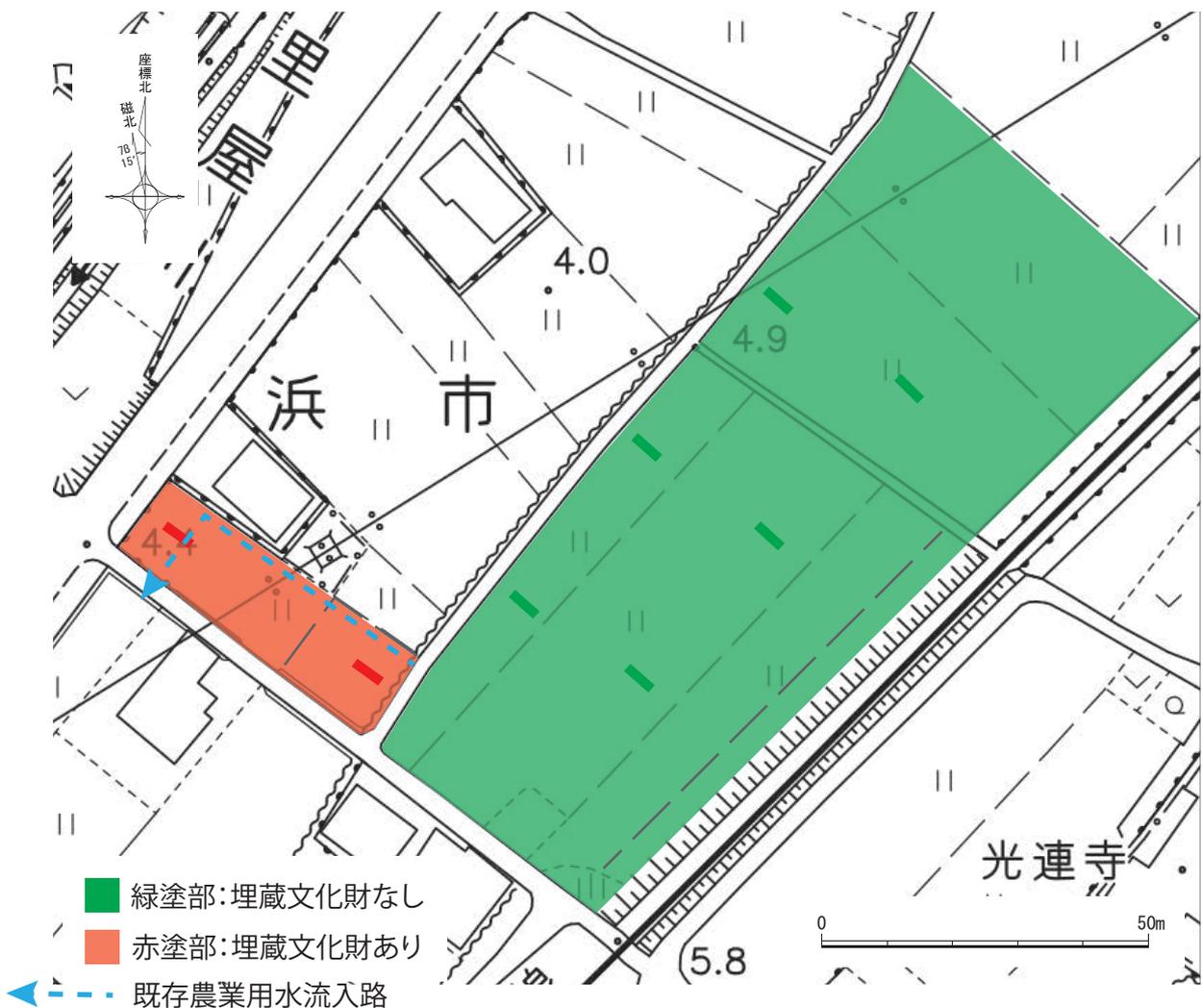
【調査結果】

本事業地内の試掘調査の結果、下図の赤塗部にて埋蔵文化財が認められた。そのため、赤塗部範囲内の市道拡幅部分においては、全面発掘調査を実施する必要がある。市道拡幅部分の残地部分については、工法によっては全面発掘調査を要する場合がある。

全面発掘調査にかかる費用は赤穂市負担とし、発掘調査事業については市道拡幅、新学校給食センター建設工事とは別事業として、赤穂市教育委員会が直営事業として実施する。

全面発掘調査は令和5年11月頃から約2ヶ月間を予定しているため、市道拡幅工事をはじめとする工事スケジュールについては、発掘調査の期間を見込んだものとする。

また、下図の水色点線は、農業用水の流入路としての機能があるため、流入先の水稻の耕作に支障をきたさないように配慮すること。



取扱い範囲図